

## 2)-1 自然再生箇所選定の考え方

以下の考え方を基本として、当面の自然再生の候補箇所を選定する。

- ①再生した箇所が流出するおそれのある水衝部\*と判断される箇所、水深が深く施工上の問題が想定される箇所は対象としない。
- ②昭和30年代後半に良好な水際環境の存在した区間で、現在は良好な水際環境の消失した区間を優先的な候補対象とする。
- ③良好な水際環境の消失あるいは存在しない区間に、現在河畔林が分布する場合、そこを生物が生息場として利用しているため、河畔林を利用する生物の保全を考慮し対象としない。
- ④元々良好な水際環境の存在しない区間であっても、昭和30年代後半から河道特性が変化し、自然再生の可能性のある箇所は検討の対象とする。
- ⑤低水護岸を除く、樋門・樋管や船着場等の人工構造物の存在する箇所は対象としない。

